

はじめに

本市の公共施設マネジメント基本方針に基づく実行計画である「別府市公共施設再編計画」は、「適正配置計画」と「施設保全計画」の二つで構成しています。

「適正配置計画」は、本市が所有する公共施設について、用途別に今後の統廃合や集約化・複合化等の方針を示したものです。この「施設保全計画」は、「適正配置計画」の方針に基づき存続する施設について、計画的な予防保全を行うための基本方針を定めたものです。

本市では、これまで施設に不具合が生じてから修繕などを行う事後保全の対応が中心でした。しかし、公共施設は市民に行政サービスを提供する場として、安全、快適であることが必要であり、その機能を維持するためには、施設の状態を常に把握し、不具合や故障が生じる前に適切な修繕や改修を行うことが求められます。このように経過年数や劣化状況を踏まえ、事前に改修を行うことを予防保全といいます。計画的な予防保全は公共施設を長持ちさせ、建物の全生涯に掛かる費用（ライフサイクルコスト）の低減につながります。

また、本市では、これまで公共施設の基本的な情報や修繕履歴などは各施設所管課が管理してきました。これらの分散管理している施設情報の一元化・電子化を進めることにより、常に最新の情報を共有していくことが重要です。そして、この情報をもとに、機能維持の工事に優先順位を定め、支出が集中しないようにしながら財政負担の低減を図っていきます。その実施には、政策、財政、技術、運営等の視点から関係部局が縦横断的に連携することが必須であり、全庁的な推進体制を構築します。

公共施設の適正な維持保全と長寿命化を図り、計画的な施設保全を行うことによって、利用者にとって使いやすく安全で快適な施設を目指します。